

# 大分県報

令和二年  
号外（三〇）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

### 規則

覚せい剤取締法施行細則の一部改正……………	一
大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部……………	一
浄化槽法施行細則の一部改正……………	二
大分県会計規則の一部改正……………	二
大分県用品取扱規則の一部改正……………	三
企業局管理規程……………	三
大分県企業局組織規程の一部改正……………	三

### 〇規則

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

大分県規則第五十三号

#### 覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（昭和二十六年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 覚醒剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「規則とは、覚せい剤取締法施行規則」を「を、規則とは覚醒剤取締法施行規則」に改める。

第二条第一項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同項第三号中「覚せい剤中毒者」を「覚醒剤中毒者」に改め、同条第二項中「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研

令和二年三月三十一日

究者の」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加える。  
第三条中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改める。  
第四条中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。  
別記様式中「覚せい剤施用機関管理者変更届」を「覚醒剤施用機関管理者変更届」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「覚せい剤中毒者」を「覚醒剤中毒者」に改める。

### 附則

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日から施行する。

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十四号

#### 大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則（平成十七年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十四条中「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に、「第二十六条の十七第二項」を「第五十九条第二項」に、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条の改正規定（「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改める部分に限る。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日

二 第二十四条の改正規定（「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める部分に限る。） 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

大分県報号外（規則）

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十五号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年大分県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「浄化槽工事業の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事業の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同項を同条第三項とする。

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式を第三号様式とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十六号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。

第五条第一号中「公有財産及び」を削り、同条第二号中「前号に掲げる処分及び貸付けに係るもののほか、」を削り、「等」の下に「（契約の相手方が国又は地方公共団体である場合を除く。）」を加え、同条第四号中「、徴収停止、徴収猶予、履行期限の延長」を削る。

別表第五の二 支出負担行為の整理区分及び事前合議の表の10需用費の項中「並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を、「用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの並びに見積書の徴取を省略したもの」に、

請求書  
を  
請求書  
執行伺

に改め、同表の11役務費の項中「及び長期継続契約による

もの」を「、長期継続契約によるもの及び見積書の徴取を省略したもの」に、「請求書」を

「請求書」に改め、同表の13使用料及び賃借料の項中「及び長期継続契約によるもの」を

「執行伺」に改め、同表の15原材料費の項中「単価契約によるもの」の下に「及び見積書の徴取を

省略したもの」を加え、「請求書」を「請求書」に改め、同表の17備品購入費の項中「及

び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を「、用品調達特別会計で取り扱う

用品の要求に係るもの及び見積書の徴取を省略したもの」に、「請求書」を「請求書」に

改め、同表の19扶助費の項中

「単価契約に係るもの」

「単価契約に係るもの及び見積書の徴取を省略したもの」

「請求書」

「請求書執行伺」

第二条様式中

「表(四)如

其

改(四)を

(かゝ)如

」

「表(四)如

に改める。

(かゝ)如

第九号様式(その一)及び第四十八号様式中「表(四)如」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九号様式(その一)及び第四十八号様式の改正規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の大分県会計規則第九号様式(その一)及び第四十八号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十七号

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則

大分県用品取扱規則(昭和三十五年大分県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。  
別表第二中「2万円」を「3万円」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

大分県企業局長 岡 本 天津 男

大分県企業局管理規程第三号

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程

大分県企業局組織規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「課又は支所の」を「室又は課若しくは支所の」に改め、同項の表中

施設管理室

を

施設管理室

施設管理班

に改める。

第九条第一項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 室長補佐(総括)

第九条中第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

九 室長補佐(総括)は、上司の命を受け、班の事務を処理し、班の分掌事務を総括・調整する。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

大分県報号外(規則・企業局管理規程)